

国立大学法人九州大学監事監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監事の基本的姿勢)

第2条 監事は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の立場で職務を遂行するものとする。

2 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

(監査の目的)

第3条 監査は、本学の業務の適正かつ合理的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とする。

(監査の対象等)

第4条 監事は、本学の業務及び会計を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、総長に提出するものとする。

(監査の種類)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、次条の監査計画に基づき行う。

3 臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認めた場合に行う。

(監査計画)

第6条 監事は、毎事業年度に、監査の基本方針及び重点項目等を設定のうえ、監査計画を策定し、総長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(監査の補助)

第7条 監事は、監査・コンプライアンス室の職員に監査の職務を補助させるものとする。

2 監事は、必要と認めるときは、総長の承認を得て、監査・コンプライアンス室の職員以外の職員に監査の職務を補助させることができる。

3 監事は、監査の職務補助に従事する者の業務執行者からの独立性の確保について確認する。

4 監査の職務補助に従事する者は、当該職務について知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(監査の実施)

第8条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部局等に監査日程、監査項目等を通知するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

3 監事は、いつでも役員（監事を除く。以下本要綱において同じ。）及び職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 役員及び職員は、監事及び前条に定める監査の職務補助に従事する者に協力しなければならない。

(子法人の調査等)

第9条 監事は、本学がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める子法人に対する本学の関与の状況等について調査する。

2 監事は、前項の調査を行うため必要があるときは、前項の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(監査結果の報告)

第10条 監事は、監査を行ったときは、是正又は改善を要する事項を含む監査結果の概要などについて定期的に総長に報告するものとする。

2 監事は、監査の結果、必要があると認めるときは、総長に意見を提出することができる。

3 監事は、国立大学法人法第11条第1項の規定に基づき文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ総長にその旨を通知するものとする。

(是正改善措置の報告)

第11条 総長は、前条第1項の報告において是正又は改善を要する事項がある場合は、必要な是正又は改善の措置を講じるものとする。

2 総長は、是正又は改善の措置の状況について、監事に報告するものとする。

3 総長は、前条第2項の規定により意見が提出された場合には、その取扱いについて監事に報告するものとする。

(会議への出席)

第12条 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(総長と監事の定期的会合)

第13条 総長と監事は、定期的に会合をもち、本学の対処すべき課題、本学を取り巻くリスクのほか、監事の監査環境の整備状況や監査上の重点課題等について意見交換を行い、相互認識を深め、意思疎通を図るものとする。

(文書の調査等)

第14条 監事は、本学が国立大学法人法第11条第8項に定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

2 監事は、前項の書類のほか次に掲げる書類について回付を受けるものとする。

(1) 会計検査院等の外部検査機関に提出する重要な書類

(2) その他業務に関する重要な文書

(不正行為等の報告)

第15条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 役員は、本学等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

3 役員及び職員は、法令に違反する事態、業務上の事故又は異例の事項が発生したときは、速やかに監事に報告しなければならない。

(会計監査人との関係等)

第16条 監事は、会計監査人監査の相当性判断のために、会計監査人の独立性や監査環境に留意するとともに、必要な情報及び意見の交換を行うなど緊張感のある関係を図り、会計監査の適正性及び信頼性の確保に努めるものとする。

(監査・コンプライアンス室等との関係等)

第17条 監事は、監査・コンプライアンス室等と関係を保ち、情報及び意見の交換を行い、組織的かつ効率的な監査の実施に努めるものとする。

(監事間の連携等)

第18条 常勤監事及び非常勤監事は、監査環境の整備に留意するとともに、監査に必要な法人内外の情報の収集とその共有を図り、監査に関する意見形成のために監事間で意見交換及び協議を行うなど緊密に連携し、的確な監査の実施に努めるものとする。

ただし、当該協議は各監事の独立性を妨げないものとする。

(雑則)

第19条 この要綱の改正は、総長及び監事が協議のうえ行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が定める。

(実施期日)

この要綱は、平成19年3月30日に総長・監事が制定し、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成27年3月27日に制定し、平成27年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、令和2年3月17日に制定し、令和2年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、令和5年2月27日に制定し、令和5年4月1日から実施する。